



令和 3 年 5 月 相談件数

529 件

(前月比: ▲72 件)
(前年同月比: ▲210 件)

掲載内容

- 成年年齢が18歳に引き下げられます
- 通話録音装置等の設置経費の補助 予約開始
- 食中毒にならないための行動チェック
- 消費者被害注意報

成年年齢が18歳に引き下げ。若者のトラブルにご注意を！

2022 年 4 月 1 日から民法上の成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられ、高校在学中であっても 18 歳の誕生日で成人となり(成年に達し)ます。成人になると、保護者の同意なしに契約などができるようになりますが、これまで未成年者取消権が認められていた 18 歳、19 歳での契約は取り消すことができなくなります。社会経験や知識が少ない「新成人」は契約トラブルに巻き込まれやすいため、今から契約の基礎知識について理解を深めておくことが重要です。

1 若者の契約トラブルの実例

- ① SNS で知り合った人に儲かる情報商材を勧誘され、契約したが儲からなかった。
- ② 無料エステ体験後、別室で執拗な勧誘を受け、高額なコースを契約してしまった。
- ③ 学校の友人から「簡単に稼げる」と誘われて、学生ローンで借金し、投資用 USB を購入したが、勧誘時の説明と異なり、儲からない。ローン返済ができず、借金が残ってしまった。



2 トラブル防止のポイント

- ① うまい話はありません！「無料お試し」、「簡単に稼げる」、「儲かる」ことを強調する広告や、友人・知人からの誘いでも安易に信じないようにしましょう。
- ② 借金をしてまで契約しない。「お金がない」と言って断ると、クレジットカードの高額決済や学生ローン等の借金を勧められる場合があります。断わる際は「契約しない」とはっきり断りましょう。

3 成人になってもできる「契約の取り消し」

契約は、互いの意思表示が合致した時点で成立し、合意した内容を互いに守る義務が生じます。しかし、電話での勧誘やキャッチセールスなどの不意打ち性の高い取引や、マルチ商法などの複雑な取引については契約を撤回することができるクーリング・オフの制度があります。

ネット通販などの通信販売では法律上のクーリング・オフ制度がありません。そのため、注文する前に必ずサイトやショップ独自の返品ルール(利用規約)があるかどうか、確認しておきましょう。

消費者契約法では、「うそを言われた」「帰りたいと告げたのに帰らせてくれなかった」などの状況で締結した契約は、後から取り消すことができる場合があります。

分からないときは、消費生活センターにお電話ください。専門相談員がお話を伺います！



相談専用電話 043-207-3000

月曜日～土曜日(祝日・年末年始を除く。) ※土曜日は電話相談のみ。

通話録音装置等の設置経費補助は、 7/1 から予約受付開始。



千葉市では、電話による被害者増加を食い止めるために、迷惑電話防止機能付き電話機等を購入・設置する高齢者の方に補助金を交付します。申請をご検討されている方は、お電話でご予約ください。

補助金交付申請の流れ

1 事前予約(7/1~)

予算範囲内で先着順のため、電話機等を購入する前に、電話で予約をしてください。
☎043-207-3601~3603

2 対象電話機を購入・設置する

販売店から領収書(日付、申請者氏名、品名の記載有)やカタログ等をもらうのを忘れずに。

3 申請書を提出する

(7/1~10/29 郵送可)

必要書類

- ① 申請書(様式第1号「設置補助金交付申請書兼実績報告書」)
- ② 領収書(コピー可)
- ③ カatalog等(コピー可)
- ④ 世帯全員の住民票(謄本)の写し
- ⑤ 暴力団排除に関する誓約書

4 交付決定通知書が届く

申請から約2週間後に市から通知が郵送されます。

5 請求書の提出(通知から1か月以内)

必要書類

- ① 様式第3号「設置補助金請求書」
- ② 振込口座通帳等のコピー

請求書を提出して、約1か月後に

補助金が振り込まれます

補助対象者

千葉市内に住所(住民登録)を有する65歳以上の方で以下のいずれかに該当する方。

- ① 65歳以上の方のみの世帯。
- ② 家族と同居しているが、日中は65歳以上の方のみになる事が常態である世帯。

※市税を滞納していないこと。

補助対象機器

① 通話録音装置

既存の固定電話に取り付けて、通話着信時に、通話内容を録音することを自動で相手に伝える機能があるもの。

② 着信拒否装置

既存の固定電話に取り付けて、相手の電話番号を自動で判別し、着信を拒否する機能があるもの。

※発信番号表示サービスを契約し、別途加入料及び毎月の維持管理料が必要です。

- ### ③「通話録音装置」又は「着信拒否装置」の機能が付いている固定電話機

補助額

対象電話機の設置経費の3/4以内(消費税含)

10,000円を限度とします。

(例) 対象電話機設置経費 17,000円 × 3/4
= 12,750円 補助額 10,000円

※設置経費には、電話機の購入費用のほか取付工事費用も含まれます。

申請書類配架場所: 区役所・市民センター、保健福祉センター、
公民館、いきいきプラザ・センターなど

申請書ダウンロード

千葉市迷惑電話補助 検索



こんな電話にもご注意!!

- ① 「ワクチン接種の予約代行をする」と市職員を名乗った人から電話があった。詳しく質問しようとしたところ、ごまかして電話を切られた。
- ② 接種の予約をしていないのに、「ワクチン接種の説明に行く」と電話があり、個人情報の確認をされた。
このような電話があったら、話を続けず「役所に確認します」などと言ってすぐに電話を切りましょう。予約代行費用として金銭を要求されたり、個人情報を聞き出そうとします。相手は詐欺のプロです。相手のペースにはまって被害に遭わないよう、留守番電話や通話録音装置などを活用しましょう。

食中毒のシーズン到来!

毎年、梅雨を迎える頃から気温と湿度がぐんぐん上昇し、食中毒を引き起こす細菌が増殖しやすくなります。今回は、手洗い励行のような基本予防策のほか、食中毒予防のためのポイントをいくつかご紹介します。

まずは、基本の**キ** 「つけない、増やさない、やっつける」が食中毒予防の3原則

1. 細菌を**つけない** (手洗い、調理器具を肉や野菜などで分けるなど清潔保持)
2. 細菌を**増やさない** (冷蔵庫などによる食品の低温保存、早めに食べる)
3. 細菌を**やっつける** (加熱処理で細菌を死滅)



6つの場面で行動チェック 当てはまる項目はありませんか?



食品の購入…生鮮食品を買い物してちょっと寄り道?

その間にも買い物袋の中では細菌が増殖しています。まっすぐ持ち帰るようにしましょう。

家庭での保存…庫内に隙間があればとりあえず何でも冷蔵庫保存?

詰め込みすぎは、冷気が循環せず、庫内での細菌増殖が抑えられません。入れるのは7割を目安にしましょう。



下準備…冷凍食品を調理台の上に放置?

室温解凍は、細菌が増えるおそれがあり危険です。また、冷凍と解凍を繰り返すことによって細菌が増殖する場合もあるので、使う分だけを解凍するようにしましょう。



調理…お肉料理の焼け具合は表面の焦げ色が目安?

細菌を死滅させるためには、中心部分で75度以上、最低1分間の加熱が必要です。また、調理を途中で止めた食品は冷蔵庫に入れましょう。室温に放置している間に、細菌が食品についたり、増えたりしてしまいます。

食事…調理後、時間をおいて食べる時も、食事を盛り付けたお皿は食卓の上?

温かく食べる料理は常に温かく、冷やして食べる料理は常に冷たくしておきましょう。室温では、細菌が増殖してしまいます。目安は、温かい料理は65℃以上、冷やして食べる料理は、10℃以下です。



残った食品…作り置きしたカレーの再加熱。まだ冷たい部分もありそうだけど混ぜて食べたら温かい?

温めなおすときは、食品全体を十分に加熱し、味噌汁やスープなどは沸騰するまで加熱しましょう。



消費者被害注意報

2021年 6月

No. 96



ネットや通販広告で見かける **健康食品** は、買う前に
リスクを検討し、返品条件や連絡先の確認を！

新型コロナウイルス対策で外出控えが続く中、ネット通販などの利用を始める人が増え、「お試し」や「今だけ！初回無料」などと書かれた通販広告にひかれて購入した健康食品が体質に合わず、健康被害に遭ってしまった人や、未開封なのに返品できない、定期購入を解約できないなどの相談が後を絶ちません。

事例1 テレビショッピングで定期購入した健康食品を飲んだら下痢になった。自分の体質に合わないので未開封分を返品したいが、事業者に断られた。

事例2 新聞広告を見てサプリをお試しで購入し、3日間飲んだら発疹が出たので皮膚科に通院している。薬を処方されたが、他に4種類のサプリと血圧を下げる薬も服用していることは、事業者や皮膚科の医師には言っていない。



消費者トラブル防止のために



- ◇ 健康食品と医薬品を併用すると、医薬品の効果が弱くなったり副作用が出やすくなったりすることがあるので、医薬品と併用する場合は医師や薬剤師に相談しましょう。
- ◇ 健康食品を摂取して体調に異変を感じた場合は、摂取を中止し、医師に相談しましょう。
- ◇ 返品や解約をしたくとも、電話が繋がりにくく解約できない、配送が止まらないなどのトラブルも多く報告されています。購入時には、定期購入が条件となっていないか、支払い総額はいくらか、解約・返品できるかなどの契約内容を確認し、慎重に検討しましょう！

まずはお電話で

商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ

相談専用電話

☎043-207-3000

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く

発行：千葉市消費生活センター TEL: 043-207-3602 FAX: 043-207-3111